

「戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例」(案)の概要

1 条例制定の背景

令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月1日から、事業者による「合理的配慮」の提供が努力義務から義務とされるなど、障がいを理由とする差別をなくすための取組が進められております。

これまで戸田市でも、障がいや障がいのある人に関する正しい知識を広めていくことや、相談機関を設置するなどの取組を進めてきましたが、社会的障壁や障がいを理由とする差別の解消については、更なる取組が求められています。

障がいを理由とする差別をなくし、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、全ての個人がその尊厳を認め合い、共に安心して暮らせるまちづくりを実現していくためには、一人一人が正しい知識を持って、理解し認め合う姿勢と行動が重要です。戸田市では、障がいを理由とする差別のない共生社会の実現を目指し、この条例を制定することとします。

2 条例案の概要について

(1) 目的

この条例により、基本理念を定め、市、市民等、事業者の役割を明らかにすることで、共生社会（障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会をいう。以下同じ。）を実現していくことを目指します。

(2) 定義

ア 市民等 障がいのあるなしに関わらず、市内に居住する者及び市内に通勤又は通学・通園するもの全て。

イ 障がいのある人

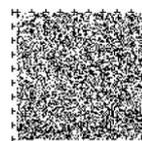
身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます。）や心や体のはたらきに障がい（難病等に起因する障がいも含まれます。）がある人で、障がいや社会の中にある障壁によって、生活に相当な制限を受けている人全て。

ウ 社会的障壁

障がいのある人にとって、生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

エ 合理的配慮

障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために



何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、建設的対話を通じて相互理解を深め、負担が過重でない範囲で可能な限り対応すること。

オ 事業者 市内で事業を行う個人、法人、又は市民団体等。

(3) 基本理念

障がいのある人もない人もお互いを尊重し、相互理解のもと、等しくその尊厳、人格、個性が重んじられ、誰もが安心して暮らせる、障がいによる差別のない共生社会を推進するものとします。

(4) 市、市民等、事業者の役割

ア 市の役割

市は、障がい及び障がいのある人並びに共生社会に関する理解促進を図るとともに、障がいによる差別のない共生社会実現のための各種施策を実施するものとします。

イ 市民等の役割

市民等は、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが安心して暮らしていくために、障がい及び障がいのある人並びに共生社会に関する理解を深めるよう努め、市が実施する施策や取組に協力するものとします。

ウ 事業者の役割

事業者は、障がい及び障がいのある人並びに共生社会に関する理解を深めるとともに、市が実施する施策や取組に協力し、障がいのある人に対し、合理的配慮を行うものとします。

(5) 市の取り組み

市は、広報その他の啓発活動を行い、市民等及び事業者の障がい及び障がいのある人並びに共生社会についての理解促進を図ること、共生社会の実現に向けた施策を実施すること、関係機関との連携及び協力体制づくりを強化することなどを定めます。

(6) その他

この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとします。

(7) 施行期日

令和6年4月1日

